



覚えのないツーショットダイヤルの利用料金の不当請求!

請求されても絶対支払わないで!

《相談》

昨夜電話があり、身におぼえのないツーショットダイヤル利用料の不当請求があった。昨年12月に利用しているとのこと。「30分以内につき6,000円だが、遅延料を含め36,000円を支払ってほしい」とのことだった。「覚えがない」と答えたと「以前にも1度請求した。」とのことだが、そんな請求はなかった。「今回払わないと別業者に書類を回し取り立てする」と言われた。支払い方法も言わず、連絡先を聞いても「いたずら電話があるので教えられない」と言う。どうしたらよいか。
(30歳代男性)

《処理結果》

まず契約をした証拠や利用確認をする証明書の提示を求める。業者がこの証明ができず、自分も使った覚えがなければ、不当請求につき、絶対支払わないように、強い意志で断るよう助言。

《アドバイス》

このようなトラブルの場合、放置していると、請求内容が脅迫じみたものになってくる恐れがあります。「これくらいの金額なら」「怖い」「面倒くさい」という理由でつい支払い、被害をうけることがあります。絶対に覚えのない料金を支払う必要はありません。まず、利用記録など具体的な請求証拠の提示を求め、利用していないものは、支払わない旨を葉書に書いて、簡易書留で発信することが大切です。

《ツーショットダイヤルとは》

電話情報サービス業者のテレホンセンターに電話で申し込んで、自分の電話番号を登録し業者が回線をつないで不特定多数の男女が会話するというものです。

城下町奉行だより

都留警察情報発信コーナー

不当要求防止責任者講習

あなたの事業所(企業)が、暴力団から不当な要求をされたら、どうしますか?

その場合の心構えや具体的対応要領を習得していただくため、それぞれの事業所から選任の届出がなされた責任者に対して、講習を行っています。

受講された方には、山梨県公安委員会から『受講修了書』が交付されます。

講習は無料です。

『責任者選任届書』は、都留警察署刑事生活安全課に備え付けてあります。

● 責任者の選任および講習の詳しいことは、

● 山梨県警察本部暴力団対策室
☎055(2225)2121 内線4421

● (財)山梨県暴力追放県民会議
☎055(2227)5420

都留警察署刑事生活安全課
☎46)0110 内線242

にお問い合わせてください。

